

# 中国における住民最低生活保障と政府間財政関係に関する分析

## Analysis on Minimum Life Security System and Central - Local Government Relations in China

俞 嶸

文化政策学部 国際文化学科

YU Rong

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

本論文は地域間における住民最低生活保障の格差の実態を把握し、中央と地方の政府間財政関係を通して格差の原因を分析するものである。結論として、2000年代以降、住民最低生活保障の財源確保は地方から中央に変化するにつれ、財源不足がある程度緩和され、都市部では保障の地域間の均衡化が見られる。一方、農村部では依然と大きな地域格差が存在しており、現行の財源確保の仕組みに限界があることを示している。今後格差の是正を図るためには、中央財政支出だけではなく、財政力の弱い地域への移転支払の強化、さらに法律に基づく非税収入からの財源捻出が重要である。

This paper examines the influence of central-local government relations on Minimum Life Security system after the Tax-Sharing Reform in China. It is found that the increase in central government expenditure has equalized the Minimum Life Security in urban area but not rural area. In conclusion, increasing financial aid from the central government to the financially weak local government will be absolutely necessary for the equalization of a national minimum in this field.

### 1 はじめに

中国の住民最低生活保障制度の整備は1990年代前半にさかのぼり、戸籍制度により都市と農村が分断されたため、生活保障制度の内容と整備状況は都市部と農村部の間でかなり異なっている。都市部においては、1990年代の国有企業改革の推進に従い、リストラされた者のセーフティーネット作りが急務となり、従来の「単位」保障に代わる新たな保障制度の構築が必要であった。この背景下で始まった住民最低生活保障制度はまず都市住民をカバーできるように進められ、1993年に上海市で制度が実施されるのを皮切りに、1999年には「都市住民最低生活保障条例」が公布され、全国の都市住民を網羅するシステムは概ね完成した。一方、農村住民向けの制度づくりは動きが遅く、1994年に山西省で初めての試みがなされた後、2007年によく国務院が「全国で農村住民の最低生活保障制度の確立に関する通知」を公布し、農村住民を網羅するシステムはようやく完成した。これをもって中国の住民最低生活保障制度は形上整えたと言える。

中国の住民最低生活保障制度について、多くの先行研究がなされており、主に都市と農村の間、または地域間における保障制度の相違と保障内容の格差にフォーカスしている。本論文は制度推進過程における財源の問題に焦点を当てる。まず財源問題の背景である中央と地方の政府間財政関係の変遷を概観し、制度の整備に与える影響を整理する。それから経済発展が進んでいる東部地域と遅れている中部・西部地域<sup>1</sup>の間における住民最低生活保障の格差に着目し、2012年から2016年までの一人当たり最低生活保障基準を通して、各地域の保障レベルの変化を都市・農村別に捉える。今後の格差是正に向けて、中央と地方の政府間財政関係に今なお存在する問題を見出し、安定した財源を確保するための方法を探る。

### 2 地方財政に依存する住民最低生活保障（1990年代～2000年代初頭）

#### 2.1 中央財政力の不足

1990年代に入り、住民最低生活保障制度の構築が必要となり、財源の確保は急務となった。保障の均衡化を図るためには、中央財政支出による財源確保のほか、中央から地方への移転支払で地域間の財政力格差を是正し、地方政府が財源を確保することも可能である。しかしながら、1980年代の改革開放当初から1990年代初頭までに実施された財政請負制の下で中央政府の財政収入が減る一方であり、1993年に中央財政収入が収入総額に占める割合は僅か22%まで低下した。移転支払が不足し、地域間の財政力格差を調整する力が次第に弱まった。

このような背景の下で、1994年に分税制が実施された。分税制は弱体化した中央政府の機能を強化することが重要な目的の一つであり、財政収入に占める中央政府の割合を6割まで引き上げる目標であった<sup>ii</sup>。分税制の推進により、それまでの中央・地方間の多様かつ複雑な請負方式が取りやめられ、統一した徴税制度のもとで、税収を中央税、地方税、及び中央・地方共有税に分け、それぞれ徴収する形が確立された。従来と比べ、税収の多くはまず中央に流れるため、中央財政力の向上がもたらされ、制度実施直後の1995年に中央財政収入の割合は52%へと大幅に上昇した。

しかしながら、分税制の実施は地方政府への妥協案である「税返還」制度と併用される形であった。税返還は地方分権効果の強い財政請負制から集権目的的分税制に移行する際に、地方政府の既得権益を確保する過渡期的な移転支払措置である。「税返還」との併用の結果、中央財政収入の割合は上昇したが、中央政府が自由に再分配できる部分が少なく、地域間財政力格差を有効に調整できない状態は2000年代初頭まで続いた<sup>iii</sup>。

2.2 予算外資金の影響

中国財政の大きな特異要素として、予算外資金は長らく中央と地方間の財政関係に影響を及ぼしてきた。国家予算に組み入れられる通常の税収を予算内資金と称するに対し、予算外資金は、国家予算に組み入れられない税外収入である。当初は予算に組み入れにくい零細な特定財源を各地方、国有企業などに自己管理させ、予算の補充として設けたものであるが、財政請負制の下で財政権が分散されるにつれ、その項目が増え、総額も膨張し、ピーク時である1992年には予算内資金の110.7%までに達している。

予算外資金の定義は、国家が規定した範囲内で、各地方、

各国有企業<sup>iv</sup>、各事業部門<sup>v</sup>と行政部門がそれぞれ自主的に徴収し使用する資金となっており、性質上財政資金の一種であると言えよう。徴収と使用の権限は各地方の財政機関、各省庁、各国有企業と事業部門に委ねられているため、中央政府が種々の規定を設けているが、実際に監督できる部分はきわめて小さい。このように予算外資金は財政資金として収支自主性と分散性が大きな特徴であり、その存在は中央財政力の低下を招いた一因だとされている。図表1に1994年から2002年までの中央と地方間の財政収支配分をまとめた。

図表1 1994年—2002年財政収入・支出の中央・地方間配分

年	中央・地方財政収入配分				中央・地方財政支出配分			
	中央予算内収入(%)	中央予算内外収入(%)	地方予算内収入(%)	地方予算内外収入(%)	中央予算内支出(%)	中央予算内外支出(%)	地方予算内支出(%)	地方予算内外支出(%)
1994	55.7	45.0	44.3	55.0	30.3	26.4	69.7	73.6
1995	52.2	41.3	47.8	58.7	29.2	25.6	70.8	74.4
1996	49.4	40.8	50.6	59.2	27.1	27.1	72.9	72.9
1997	48.9	38.1	51.1	61.9	27.4	22.5	72.6	77.5
1998	49.5	39.0	50.5	61.0	28.9	23.8	71.1	76.2
1999	51.1	41.0	48.9	59.0	31.5	26.4	68.5	73.6
2000	52.2	42.0	47.8	58.0	34.7	29.5	65.3	70.5
2001	52.4	43.2	47.6	56.8	30.5	26.5	69.5	73.5
2002	55.0	46.3	45.0	53.7	30.7	27.2	69.3	72.8

(出所) 『中国統計年鑑』各年度版より作成。

図表1から見られるように、分税制実施直後の1994年から2000年代初頭まで、予算内財政収入総額に占める中央収入の割合は概ね50%前後であるが、予算外資金の収入を上乗せした中央予算内外収入で見ると、いずれの年も中央収入の割合は40%前後までに低下しており、予算外資金の存在は中央の財政力向上を妨げていると言える。一方、財政支出の面においても、中央政府の予算内支出の割合は30%程度と少なく、支出の大半は地方政府によって行われている状態である。予算外資金の支出を上乗せした中央予算内外支出で見ると、中央対地方の比率はさらに低い。「税返還」により、中央財政の再分配機能が不十分である故、地域によって支出できる財政資金に大きな格差が生じた。予算外資金の存在は格差をさらに拡大したと言える。

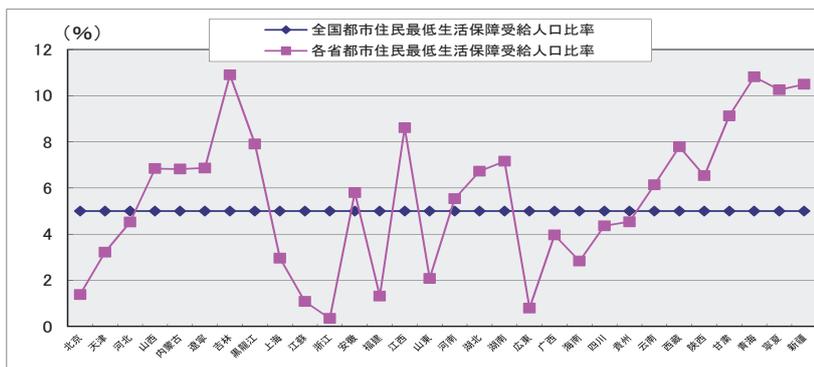
2.3 住民最低生活保障の地域格差

1993年に公布された「國務院1993年分税制決定」<sup>vi</sup>

によると、中央と地方の事務区分において、住民最低生活保障を含む社会保障、教育、医療衛生など国民生活に直接関係する各種公共サービスは、ほとんど地方政府の責務となっている。中央財政力が不足し、地域間の財政力格差が有効に是正されない中、このような事務区分(支出責任)は、住民最低生活保障の地域間格差の拡大を招くことになった。

制度の推進は都市部と農村部で分断された形で行われたため、まず都市部に着目する。1990年代後半から都市部では国有企業改革が進められ、最低生活保障制度はまず国有企業からリストラされた者が対象である<sup>vii</sup>。制度の推進は地方政府の財源の多寡に大きく左右されるため、北京、上海、江蘇、浙江などの豊かな地域で制度の実施が先行し、経済発展の遅れている地域では歩調が遅く、1999年ようやくすべての地域の都市住民が加入する形になった。図表2に2003年の各省都市人口の中で、住民最低生活保障を受ける人口の割合をまとめた。

図表2 2003年都市部最低生活保障受給人口比率



(出所) : <http://www.mca.gov.cn/mztj/b311.htm> , <http://www.stats.gov.cn/was40/detail?record=6&channelid=52984>. 『中国統計年鑑2004』より作成。  
 (注) : 各地の都市人口は2000年第5回人口調査の都市人口比率より算出されたものである。

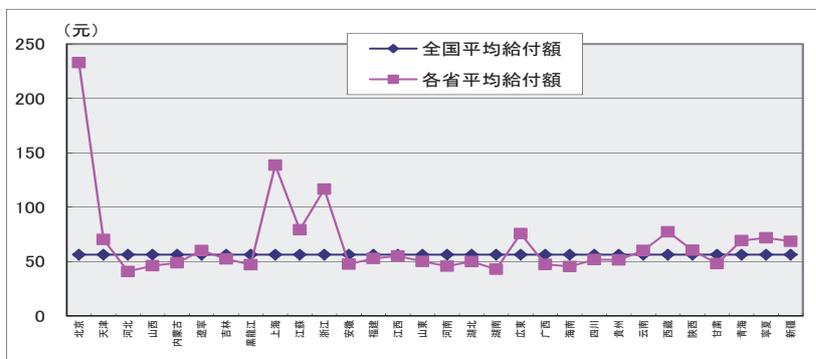
図表2から都市住民最低生活保障の受給人口割合が最も高いのは経済発展が遅れている西部地域の青海、寧夏、新疆と中部地域の吉林であり、いずれも10%を超えている。一方、受給人口の割合が3%以下であるのは、北京(1.38%)、天津(3.22%)、上海(2.96%)、江蘇(1.08%)、浙江(0.34%)、福建(1.31%)、山東(2.08%)、広東(0.79%)、海南島(2.83%)の9省であり、いずれも東部地域に位置している。

2001年に住民最低生活保障に投入された財政資金は53億元であり、そのうち中央財政が23億元、地方財政が30億元である。中央財政投入分の23億元は当初予算の8億元に15億元が追加された結果であり、地方財政力の格差に起因する保障レベルの格差を是正するため、中央財政投入分を増加せざるを得ない結果だと理解できる。続く2002年に投入された財政資金は前年度の2倍の105億

元に及び、中央財政が46億元、地方財政が59億元という内訳である。地域間財政力格差が十分調整されないなか、住民最低生活保障財源の半分以上が地方財政に頼る形では、異なる地域で受けられる保障に大きな格差が生じることは容易に考えられる。

図表3に2003年の各省における都市住民最低生活保障1人当たりの月平均給付額を示した。1人当たりの給付額がもっとも高いのは北京(233元)、上海(139元)、浙江(117元)であり、全国平均(56元)を大幅に上回っている。次に江蘇(79元)、西藏(77元)、広東(76元)、寧夏(72元)、天津(70元)があり、少数民族自治区で優遇政策を享受する西藏と寧夏を除けば、すべて東部地域に位置する省である。地域間の財政力格差は支給額の格差をもたらしたことが明確である。

図表3 2003年各省都市住民最低生活保障1人当たり月平均給付額

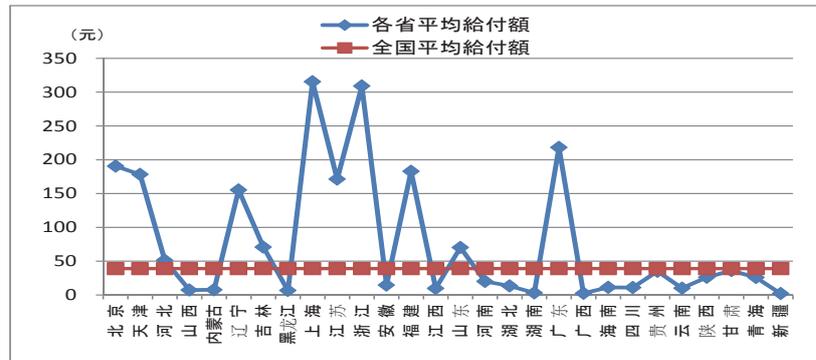


(出所) : <http://www.mca.gov.cn/mztj/b311.htm> , <http://www.stats.gov.cn/was40/detail?record=6&channelid=52984> . 「中国統計年鑑2004」より作成。  
 (注) : 各地の都市人口は2000年第5回人口調査の都市人口比率より算出されたものである。

次に、農村の住民最低生活保障において、制度の構築は都市部に大きく後れ、2000年代初頭までに大きな進展はなく、多くの地域で保障レベルは極めて低かった。図表4は2001年の各省における農村住民最低生活保障の1人当たり月平均給付額である。都市住民で見られる以上に、農村住民の最低生活保障の地域間格差は大きい。1人当たり給付額がもっとも高いのは上海(315元)と浙江(305元)であり、全国平均(39元)を大幅に上回っている。

その他一人当たり給付額が100元を超えるのは広東(218元)、北京(191元)、福建(183元)、天津(178元)、江蘇(171元)と遼寧(155元)であり、すべて東部地域に位置している。一方、一人当たり給付額が10元を下回るのは山西、内モンゴ、黒竜江、湖南、広西、新疆の6省であり、いずれも経済発展が遅れている中部、西部地域に位置している。住民最低生活保障制度はこれらの地域の農村部ではほとんど機能していないと言える。

図表4 2001年各省農村住民最低生活保障1人当たり月平均給付額



(出所) 王(2004)のデータより作成。  
 (注) 重慶、チベット、寧夏回族自治区はデータ欠如のため、含まれていない。

農村部の給付額が総じて低い最大の原因は財源不足である。農村住民最低生活保障はほとんどの地域で県政府の財政支出で賄われている。中央、省、地区、県、郷鎮の5層からなる中国の行財政構造のうち、「分税制」改革により、中央政府と省級政府の間の税源配分と職務配分が明確化されたが、省と省級以下の3層にわたる地方政府との間に依然と明確な配分基準がなかった。経済発展が遅れ、財源が不足している省ほど、下級政府への移転支払を躊躇い、縦割りの行財政構造は更に末端政府に行くほど移転支払の不足を招き、結果的に2000年代初頭までに県、郷鎮の財政状況が深刻となった。経済発展が遅れている省を中心に、多くの県と郷鎮政府は財政力が弱く、農村部の住民最低生活保障の財源を確保できない状態が続いた。

このように、1990年代から2000年代初頭までに、都市部と農村部のいずれも住民最低生活保障の地域間格差が大きく、地域間の財政力格差が十分是正されないうえに、保障財源が地方財政に大きく依存している結果であると言える。

### 3 中央財政にシフトする住民最低生活保障の財源 (2000年代以降)

#### 3.1 中央から地方への移転支払の変化

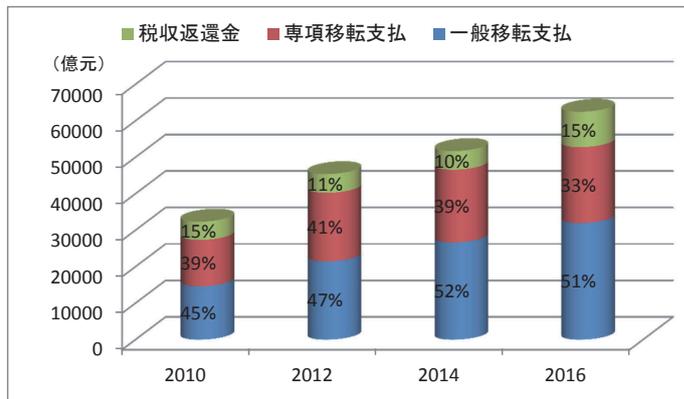
2003年に中国初の社会保障の現状と政策に関する白

書「中国の社会保障状況と政策」が中国労働・社会保障部より発表された。白書は全人口の半分以上を占める農村部における社会保障制度構築の遅れに触れ、最低生活保障制度についてその構造上の問題を指摘し、財源確保の重要性を強調している。

一方、2000年代に入ってから、分税制が定着し、制度実施当初から目指した中央財政力の強化が進められた。予算内と予算外の合計で計る財政収入のうち、中央財政収入が占める割合は分税制実施後一番低い1997年の38.1%から2010年の48.2%まで10%向上した。

中央政府の財政力が高まるにつれ、中央から地方への移転支払の規模は次第に拡大した。そのうち、過渡期の移転支払措置である「税返還」は2000年代に入ってから割合が大きく低下し、中央から地方への財政再分配は実質的に強化された。図表5は2010年から2016年までの中央から省への移転支払の内訳である。一般移転支払、専項移転支払、税返還の3項目から構成されており、総額は上昇していることが分かる。そのうち、一般移転支払は主に地方の財政力格差の是正が目的であり、移転支払総額の50%前後を占めている。専項移転支払は中央政府から用途が指定されており、移転支払総額の40%近くを占めている。残りの「税返還」は移転支払総額の10%程度である。

図表5 2010年～2016年中央対省の移転支払の構成



(出所) 財政部ホームページ資料より作成。

(注) 「中央財政予算」の「中央対地方税収返還和转移支付预算表」の前年度の執行数より算出。

ただし、中央政府からの財政再分配はまず経済成長に直結する分野に優先的に使用されるため、財政力格差に由来する社会保障と公共サービス格差の是正効果は限定的である。一般移転支払7項目と専項移転支払18項目の合計25項目のうち、社会保障と公共サービスの均等化に関連しているのは一般移転支払の1項目である「均衡性移転支払」のみであり、2015年現在「均衡性移転支払」が移転支払総額の33.5%である。中央から省への移転支払は上昇傾向であるが、社会保障と公共サービスに使用される部分は限られていると言わざるをえない。

#### 3.2 予算外資金と税外収入

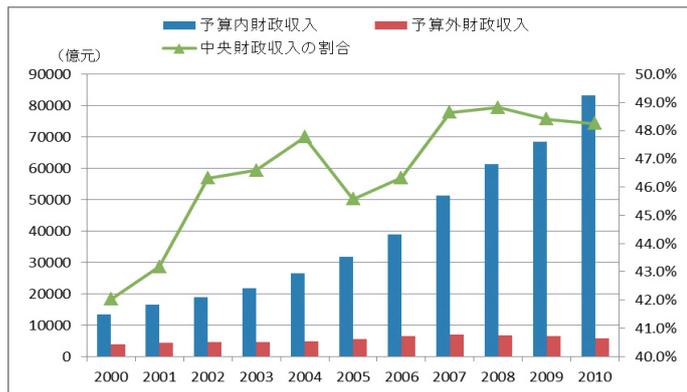
##### 3.2.1 「予算内集権、予算外分権」の進行 (2000年代初頭～2010年)

1994年分税制以後、中央政府のコントロールが難しい

予算外資金の膨張に歯止めをかける政策が講じられるようになり、その結果、図表6で示している通り、2000年から2010年まで予算内資金が大幅に上昇したのに対し、予算外資金の上昇は僅かである。予算内資金と予算外資金を足し合わせた財政収入合計値において、中央政府が占める割合は2000年の42.0%から2010年の48.2%まで上昇しており、中央財政力は確実に向上した。税返還割合の縮小とともに、中央から地方への再分配も強化され、地域間の財政力格差に由来する住民最低生活保障の格差に対し、是正する財政構造が形成されつつある。

一方、相対的に規模が大幅に縮小した予算外資金は、2000年代に入ってから地方政府収入が9割以上を占め、支出もほとんど各地方の裁量で行う形となっている。いわゆる「予算内集権、予算外分権」の形が進行した。予算外資金は規模が縮小したものの、その性質から地域間の格差是正効果の一部相殺していると推測できる。

図表6 予算外資金と予算内資金の変化（2000年～2010年）



(出所)『中国統計年鑑』各年度版より作成。

(注) 中央財政収入の割合は予算内資金と予算外資金の合計値に占める割合である。

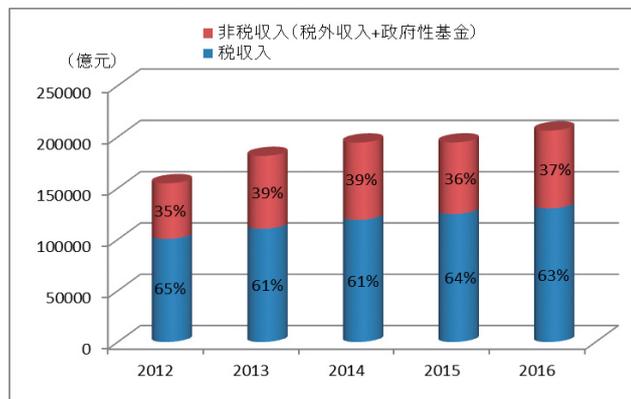
### 3.2.2 税外収入の肥大化（2011年～）

2011年より中国の財政上で長く使用されていた「予算外資金」の項目は廃止された。しかしながらその後も税外収入として、公共予算内の「非税収入」と独立予算の「政府性基金収入」の項目が存在している。中国財政部の定義によると、「非税収入」は各級政府、国家機関、法人、社会団体およびその他の経済組織が、法律に基づき、政府権限、政府信用、国家資源、国有資産を利用して取得した財政収入、または特定の公共サービス、準公共サービスを提供するために取得した財政収入である<sup>vii</sup>。この定義から「非税収入」の使用と徴収は、予算外資金に類似しており、分散性と収支自主性の特徴が見られると言えよう。一方、「政府性基金」は1996年に公布された「予算外資金の管

理を強化することに関する決定」にすでに登場しており、予算外資金を政府予算に組み入れ、管理を強化する目的で始まったものの、現在なおその徴収と使用は法律で明確に規定されていない。2010年以後、中央政府の住民最低生活保障を強化する意向が強まるにつれ、財政力の弱い地域でも「政府性基金」を保障財源に充当する動きが見られるが、統一した基準はない状態である。

図表7は2012年から2016年までの財政収入の内訳を示している。「非税収入」と「政府性基金収入」からなる税外収入の規模は上昇傾向にあり、財政収入総額の約40%近くを占めており、財政はかなり税外収入に依存している構図である。

図表7 財政収入の内訳（2012年～2016年）



(出所) 財政部ホームページより作成。

特筆すべきことに、税外収入の「非税収入」と「政府性基金収入」はいずれも地方政府の割合が高く、両者を合わせると一貫して90%近く<sup>ix</sup>を占めている。税外収入の一部は最低生活保障の財源として使用されているが、徴収と使用はいずれも恣意性がある故、総じて格差是正の効果は不明確であると言わざるを得ない。

### 3.3 住民最低生活保障財源の変化と地域間保障格差の推移

2000年代に入り、住民最低生活保障の制度化が急務となる中、中央財政が強化されるにつれ、主要財源は地方財

政から中央財政に徐々にシフトしてきた。図表8に示している通り、2010年から2015年までの財政支出総額は、2011年に大きな上昇を記録し、その後も上昇傾向である。うち、中央財政支出は地方財政支出を大幅に上回っている。ただし、わずか6年の間に中央財政支出の割合はかなり変動しており、2011年の75.7%から2012年の62.5%まで変動幅は大きい。住民最低生活保障に関して、中央と地方の役割分担は明確になっておらず、依然と支出基準に客観性が欠けていると推測できる。

図表8 住民最低生活保障の財政支出（2010年～2015年）



(出所) 民政部ホームページ<http://www.mca.gov.cn/article/sj/tjgb/> 「社会服务发展统计公报」各年度版より作成。

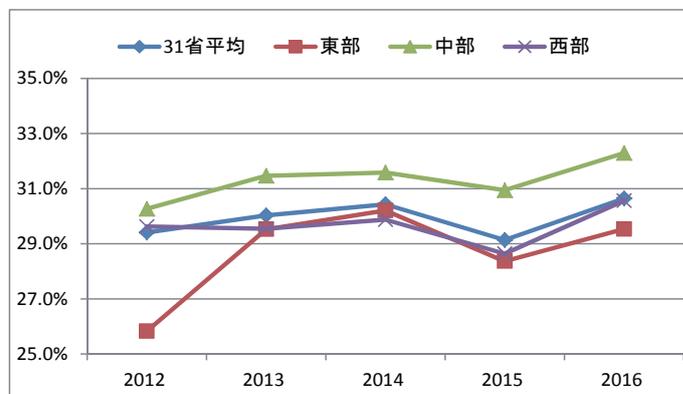
2010年以後地域間における住民最低生活保障の格差は中央財政支出の増加によってどのように変化したか、2012年から2016年までのデータを通して検証する。最低生活保障の基準は、一般的に消費水準との比較における相対的なものとして設定されており、中国の場合、保障額が前年度の平均消費支出に占める割合は全国共通の基準となっている。消費支出は都市部と農村部で異なる基準で算出されるため、都市・農村別に確認する。

図表9で見られる通り、都市部において、全国31省（直轄市、自治区）の平均基準と比べ、中部地域は総じて平均を上回っており、西部地域も平均基準に近い状態で推移し

ている。東部地域は2012年を除いて、平均基準に近い状態である。総じて経済発展が遅れている中部・西部地域と発展をリードしている東部地域の間には、都市部住民最低生活保障基準の均衡化は進んでおり、中央からの傾斜的な移転支払は都市部の格差是正にある程度寄与したと言える。

ただし、一人当たりの月平均消費支出は地域によって異なっており、2016年現在東部地域は最も高く、2122元であるのに対し、中部は1456元、西部は1544元とかなり差がある。結果的に地域によって保障金額にかなりの差がある状態に繋がっている。

図表9 都市住民最低生活保障基準の推移

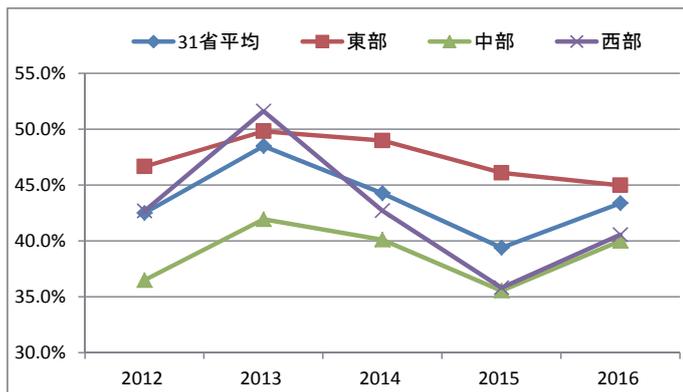


(出所)：民政部ホームページ<http://www.mca.gov.cn/article/sj/tjgb/> より算出。  
 (注) ①都市部と農村部の住民最低生活保障全国平均基準値は「社会服务发展统计公报」各年度より算出。  
 ②各省（直轄市、自治区）の都市部・農村部の住民最低生活保障基準値は「社会服务发展统计季报」各年度第4四半期、2015年度は第3四半期より算出。  
 ③各省（直轄市、自治区）の都市部・農村部の平均消費支出は「中国统计年鉴」各年度版より算出。

一方、図表10で見られる通り、農村部では、全国の平均基準と比べ、東部地域は平均を大きく上回っているのに対し、中部地域は平均を大きく下回っており、経済発展レベルの格差は保障基準の格差にそのまま反映されている状態である。西部地域は各年度の変動が激しく、不安定な状態を示している。中央財政による住民最低生活保障の財源補てんは都市部にとどまっております、農村部にまで行き届いていないと推測できる。

都市部同様、農村部でも一人当たりの月平均消費支出は地域によって異なっている。2016年現在東部地域は最も高く、1012元であるのに対し、中部は723元、西部は659元となっている。農村部でも地域によって保障金額の差が大きく、保障基準の格差に保障金額の格差が上乘せされた状態である。

図表10 農村住民最低生活保障基準の推移



(出所)：民政部ホームページ<http://www.mca.gov.cn/article/sj/tjgb/> より算出。  
 (注) ①都市部と農村部の住民最低生活保障全国平均基準値は「社会服務發展統計公報」各年度より算出。  
 ②各省(直轄市、自治区)の都市部・農村部の住民最低生活保障基準値は「社会服務發展統計季報」各年度第4四半期、2015年度は第3四半期より算出。  
 ③各省(直轄市、自治区)の都市部・農村部の平均消費支出は「中国統計年鑑」各年度版より算出。

#### 4 むすび

1990年代制度発足以来、最低住民生活保障の実態は中央と地方の政府間財政関係、および予算外収入や非税収入など収支ともに恣意性のある財源に大きく影響されてきた。

1994年分税制実施後から2000年代に入るまでの間、税返還制度の併用により、中央政府予算内資金の地域間再分配効果は不十分である。都市部を中心に適用された住民最低生活保障の財源は主に地方政府が捻出するため、経済発展が遅れている中部・西部地域各省は財源不足により保障レベルが低く、東部地域との間に大きな格差が生じている。

2000年代以降、税返還規模の縮小とともに、中央財政による地域間再分配効果は向上した。主に地方財政に頼る住民最低生活保障の財源も徐々に中央財政にシフトし、2012年から2016年までのデータから、都市部では地域間の住民最低生活保障基準の均衡化が進んだことが確認できる。一方、農村部では依然と経済発展レベルに応じて地域間の保障基準の格差が顕著に見られ、中央財政の再分配効果は農村部にまで浸透していない構図である。

その背景として財源の不足が挙げられ、つまり中央財政支出によって住民最低生活保障の財源を補てんする現在の仕組みに限界が見えている。今後格差是正のため、実際に保障を行う県と郷鎮政府にまで移転支払が確実になされることを保証するとともに、膨張する非税収入も財源として機能させる必要がある。「非税収入」や「政府性基金収入」などの税外収入は、収支ともに恣意性があり、現在は中央政府の行政指導で最低住民生活保障を補てんする形であるが、今後安定した財源としての機能を果たしていくためには、収支を法律で規定するなど、抜本的な財源確保の仕組みの構築と関連法律の整備が不可欠である。

#### 参考文献

(日本語)  
 『中国社会保障改革の衝撃—自己責任の拡大と社会安定の行方』2002 大塚正修 日本経済研究センター  
 『中国農村部における住民最低生活保障制度の構築と課題』2004 王元亮 The Journal of Kyushu University of Nursing and Social Welfare 2004 Vol.16.  
 『中国における政府間財政関係の変質と多次元的展開』2016張忠任 島根県立大学『総合政策論叢』第31号  
 『ポスト改革期の中国社会保障はどうなるか—選別主義から普遍主義への転換の中で—』2016 沈潔 澤田ゆかり ミネルヴァ書房  
 『社会保障制度の再編と「新常态」下のリスクの所在』2016 澤田ゆかり 『中国経済研究』第13巻第1号

(中国語)  
 『都市居民最低生活保障標準の統一問題探討』2011 姚建平『社会科学』2011年第9期  
 『中国社会保障發展報告 2017』鄭功成 編 中国労働社会保障出版社  
 『轉移支付對縣級財政力均等化的作用』2017 馬海濤 任致偉『財政研究』2017年第5期  
 『地方財政支出對城鄉收入差別的影響效應研究』2017 董黎明 滿清龍『財政研究』2017年第8期  
 『農村最低生活保障中央財政轉移支付的均等化效應』2018 夏璐 李春根『財政研究』2018年第2期  
 『社会服務發展統計公報』各年度版 民政部ホームページ <http://www.mca.gov.cn/>  
 『社会服務發展統計季報』各年度版 民政部ホームページ <http://www.mca.gov.cn/>  
 『2009年中国民政統計年鑑』中国民政部編 中国統計出版社  
 『2016年中国民政統計年鑑』中国民政部編 中国統計出版社  
 『中国統計年鑑』各年度版 中国統計出版社

#### (注)

1 中国は経済發展レベルにより、全国を東部、中部、西部の三つの地域に分けている。国务院が2000年に公布した「西部大開發の政策措置に関する通知」によると、東部地域は遼寧省、北京市、天津市、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、上海市、福建省、広東省、海南省の11の省、直轄市を含む。中部地域は黒竜江省、吉林省、山西省、河南省、安徽省、江西省、湖北省、湖南省の8の省を含む。西部地域は内モン古自治区、陝西省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区、四川省、重慶市、チベット自治区、雲南省、貴州省、広西チワン族自治区の12の省、直轄市、自治区を含む。

- ii 『明報』1993年11月29日による。
- iii 分税制実施後から2000年代初頭までの中央財政力の変化について、多くの研究がなされており、中央財政力の強化は不十分であることが検証されている。例えば、張(2000)は、税返還額の算定基準に着目し、基準は裕福な地域であるほど受益度が高いと指摘し、中央財政調整力の強化に繋がらないと主張している。また内藤(2003)は行政運営の仕組みの問題に基づいて分析を行った。税収は中央・地方間でシェアする形になったが、中央税と地方税を区分する根拠が曖昧である。また、財政支出の面では、事務配分に従った支出構造になっていないと指摘し、これらの問題を抱えた財政収支区分では、中央財政も調整力を十分発揮できないと結論づけている。
- iv 国有企業は中央政府管轄の国有企業と地方政府管轄の国有企業に分けられる。
- v 事業部門とは、社会の公益目的のために、国家機関が設立するか、または他の組織が国有資産を用いて設立し、教育、科学技術、文化、衛生の活動に従事する社会サービス組織である。
- vi 中央財政は主に国家の安全、外交、中央国家機関の運営経費、国民経済構造の調整、地区発展の協調、マクロ経済管理に必要な支出、中央直轄事業の発展の支出を負担する。  
具体的には、国防費、武装警察費、外交及び援助に関する支出、中央行政経費、中央が統轄管理する基本建設投資、中央直属企業の技術改造及び新製品開発試験費、地質探査費、中央財政により手配する農業支援支出、中央財政の負担する国内外借款の元利償還並びに中央が負担する公検法\*支出、文化、教育、衛生、科学等の各事業費支出である。  
地方財政は主に当該地方の党政機関の運営経費並びに当該地方の経済及び事業の発展に必要な支出を負担する。  
具体的には地方行政管理費、公検法支出、武装警察費及び民兵事業費の一部、地方融資の基本投資部分、地方企業の技術革新及び新製品開発試験費、農業支援費、都市の維持・建設費用、地方文化・教育、医療衛生、価格補填、その他の関係の支出。  
\*注:公検法とは、公安(警察)、検察及び法律(弁護)のことを意味する。
- vii 国有企業のレイオフ者は原則としてポストを失ってから3年の期限で本来の3分の1の給料が支給され、社宅、医療、年金については在職時と同じサービスを受けることができる。それに必要とする費用は、企業、社会(失業保険など)および地方政府が3分の1ずつ負担することとなっているが、国有企業はこのような財政的な負担を負わせられながらでは市場の競争に勝ち抜けないため、あくまでも過渡的な制度である。
- viii 具体的には、公共サービス料金収入、国有資産使用料金収入、国有資本の投資収益、宝くじ収益金、各種の罰則金収入などである。
- ix 財政部ホームページより算出。